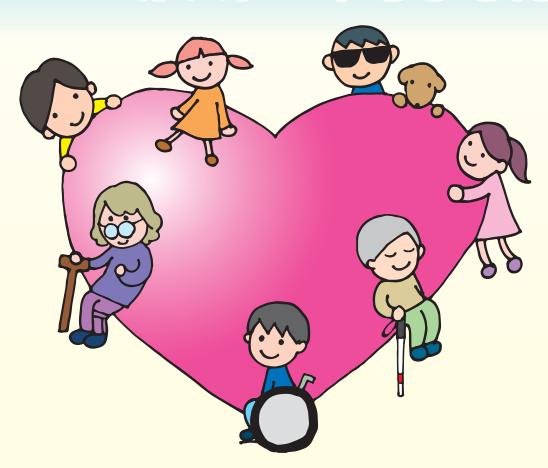
障害のある人もない人も、共に暮らす豊かな社会を目指して

青者走別解消去

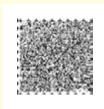
がスタートしました!



 へいせい ねん がつ にょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃ さべつ ア成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別がいしょうほう 解消法)」が施行されました。

障害のある人とない人とが分け隔てられることなく、全ての国民がお互いに人格と では、そんちょう ました く 個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために制定された法律です。





しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう

障害者差別解消法とは?

この法律では、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を自指し、「不当な差別的取扱い」

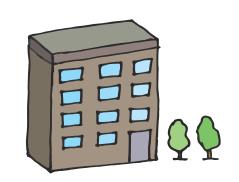
この法律では、「合理的配慮の提供」を求めています。

また、誰もが共通の認識を持てるよう、差別を解消するための措置を具体的に定めています。

(国・地方公共団体及び民間事業者は、不当な を べってきとりあっか 差別的取扱いをしてはいけない。

まき ないよう 主な内容

- (に ちょうこうきょうたんたい ごう り できはいりょ (国・地方公共団体は、合理的配慮をしなければならない。(民間事業者は努力義務)



たいしょう

しょうがいしゃ

対象となる「障害者」は?

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人を含む)、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けているがすべてが対象で、障害児も含まれます。

(障害者手帳をもっている人のことだけではありません)



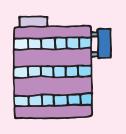
たいしょう

じ ぎょうしゃ

対象となる「事業者」は?

会社やお店など、同じサービスをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。 ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。







ふ とう さ べつてき とりあつか

不当な差別的な取扱いとは?

不当な差別的取扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない、 (にはつけない条件をつけることなどです。







ごう り てきはいりょ

合理的配慮とは?

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリア(社会的障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が董すぎない範囲で対応することが求められています。





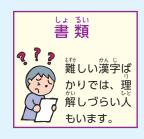
障害のある人から、「自分で書き、 込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、 代わりに書くことに問題がない。 書類の場合は、その人が意思を十分。 に確認しながら代わりに書く

しゃかいてきしょうへき

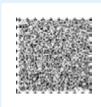
社会的障壁とは

障害のある人にとって、日常生活または社会生活において障壁となるような社会における事物、 制度、慣行、観念などのことです。









さべつかいしょう 差別解消のための取組義務について

	くに きょうせい き かん ち ほうこうきょうだんたいとう 国の行政機関・地方公共団体等	みんかん じ ぎょうしゃ かいしゃ みせ 民間事業者 (会社やお店など)
ふ とう さ べってき 不当な差別的	ふとう さべってきとりあっか 不当な差別的取扱いが法律により禁止	ふ とう さ ぐってき とりもつが ほうりっ 不当な差別的取扱いが法律により
取扱い	されています。	禁止されています。
しょうがいしゃ 障害者への こう り てきはいりょ 合理的配慮	障害者に対して、合理的配慮を行う ことが法律により義務付けられていま	障害者に対して、合理的配慮を行 うよう努力義務が課せられていま
	す。	す。

たま 困った時は?

障害を理由として不利益な取り扱いを受けたり、合理的な配慮に基づく措置が行われないなど、障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、次の窓口で相談に応じています。

ちばししょうがいしゃじりつしえんか ○千葉市障害者自立支援課

でA カ はA ごう 電話番号 043-245-5157 FAX番号 043-245-5549

Email アドレス shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp
〒 260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎1階

 ちばけんいきそうだんせんもんでん わっしょうがい
 でと、とも、く

 一千葉圏域相談専門電話 (障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく相談窓口)

ではカばんごう 電話番号 043-292-1317

でん か うけつけ じ かん しげつよう び きんよう び きゅうじつ ねんまつねん し のぞ し じ じ で で 電話 受付 時間 月曜日から金曜日 (休日、年末年始を除く) 9 時~17 時

はようがいしゃ さ べつかいしょう かん じょうほう し とき 障害者差別解消に関する情報を知りたい時は?

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sabetsukaisho/sabetsukaisho-sekou.html

